

令和2年4月20日

加茂市立小・中学校児童生徒の保護者様

加茂市教育委員会教育長
加茂市福祉事務所長

臨時休業等ならびに緊急事態としての児童館開設について

春暖の候、保護者様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、当市学校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、4月16日（木）、政府が緊急事態措置を実施すべき地域を全都道府県に拡大したことを受け、加茂市コロナウイルス対策本部で協議した結果、加茂市教育委員会では市内全小・中学校の教育活動を次のとおりとしましたので、お知らせします。

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 4月20日（月）から4月24日（金）まで | 午前授業、給食後下校 |
| ・ 4月25日（土）から5月10日（日）まで | 臨時休業 |
| ・ 5月11日（月） | 学校再開 |

人の動きが多く予想される大型連休は、感染症拡大を早期に収束させるために極めて重要な時期です。ご家庭でも引き続き毎日の体温測定、健康観察、手洗いやせきエチケット（マスク着用を含む）を徹底していただき、できうる限りの感染症拡大防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、**児童生徒は放課後も含めて原則自宅待機**としますが、保護者不在となる等の小学校児童については、下記のとおり、児童館での受け入れとさせていただきます。

このたびの対応は、大規模な感染リスクを事前に防止し、児童生徒の健康・安全を第一に考えたものです。何卒ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 児童館の開設について

- (1) 今回は、臨時休業等に伴う緊急事態としての児童館開設です。原則として、児童館利用登録済みの小学校児童のみとさせていただきます。
- (2) ご家庭で十分ご相談した上で、やむを得ない事情で児童館利用を考えている場合には、加茂市福祉事務所にご相談ください。
- (3) 児童館利用は小学校第1学年から第3学年までとさせていただきます。

2 その他

- (1) 児童館利用に関するお問い合わせは、加茂市福祉事務所担当までお願いします。
- (2) 児童館以外で、学校教育に関するお問い合わせは、加茂市教育委員会学校教育課担当までお願いします。

<担 当>

加茂市教育委員会学校教育課 北原
加茂市福祉事務所児童障害係 粂山
電話 0256-52-0080 (代)